

ことしん車検定期積金（スーパー積金）商品説明書

商 品 名	ことしん車検定期積金（スーパー積金）
ご利用いただける方	・個人の方
期 間	・1年以上3年以下（初回契約のみ6ヵ月以上1年未満可）
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に掛金の払込みができます。 ・5,000円以上 ・100円単位。ただし、給付契約額を最終回掛金により調整する場合（甲種）は、最終回のみ1円単位
払出方法	・満期日以後に一括してお支払いいたします。
利 息（給付補填金） (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利（契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。） ・給付補填金は満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月1日からお受け取りになる給付補填金（お利息）には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。 ※（なお、マル優はご利用いただけません。）
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% （ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。）
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 ・滋賀弁護士会（電話：077-522-3238） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・掛け込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象預金です。 預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます

（令和6年7月17日現在）